

**平成 22 年第 2 回七戸町議会定例会
会議録（第 2 号）**

平成 22 年 6 月 10 日（木） 午前 10 時 00 分 開議

○議事日程

日程第 1 一般質問

質問者 佐々木 寿夫君 他 4 名

「質問事項及び順序（別紙）」

○本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

質問者 佐々木 寿夫君 他 4 名

「質問事項及び順序（別紙）」

○出席議員（16 名）

議 長	18 番	田 中 正 樹 君	副議長	17 番	工 藤 耕 一 君
	1 番	附 田 俊 仁 君		2 番	佐々木 寿 夫 君
	3 番	天 間 章 八 君		4 番	瀬 川 左 一 君
	5 番	盛 田 恵津子 君		6 番	田 嶋 弘 一 君
	7 番	田 嶋 輝 雄 君		8 番	三 上 正 二 君
	9 番	天 間 清太郎 君		10 番	原 子 孝 君
	12 番	松 本 祐 一 君		13 番	二ツ森 圭 吉 君
	15 番	中 村 正 彦 君		16 番	白 石 洋 君

○欠席議員（1 名）

14 番 田 島 政 義 君

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	小 又 勉 君	副 町 長	大 平 均 君
総 務 課 長	似 鳥 和 彦 君	支 所 長 (兼支所庶務課長)	米 澤 秀 一 君
企画財政課長	楠 章 君	税 務 課 長	花 松 了 覚 君
町 民 課 長	澤 田 康 曜 君	社会生活課長	森 田 耕 一 君
健康福祉課長	田 中 順 一 君	会 計 課 長	天 間 勤 君
農 林 課 長	神 山 俊 男 君	新幹線建設対策課長	八 嶋 亮 君
建 設 課 長	米 田 春 彦 君	商工観光課長	米内山 敬 司 君

上下水道課長	天 間 一 二 君	城南児童館長	向中野 良 一 君
教育委員会委員長	中 村 公 一 君	教 育 長	倉 本 貢 君
学 務 課 長	附 田 繁 志 君	生涯学習課長	鳥谷部 宏 君
スポーツ振興課長	小 原 信 明 君	中央公民館長	二ツ森 政 人 君
南 公 民 館 長 (兼中央図書館長)	櫻 田 明 君	農業委員会会長	佐 藤 午之助 君
農業委員会事務局長	木 村 正 光 君	代表監査委員	野 田 幸 子 君
監査委員事務局長	佐 野 尚 君	選挙管理委員会委員長	松 下 喜 一 君
選挙管理委員会事務局長	澤 田 康 曜 君		

○職務のため会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	佐 野 尚 君	事 務 局 次 長	築 田 政 光 君
---------	---------	-----------	-----------

○会議録署名議員

1 5 番	中 村 正 彦 君	1 6 番	白 石 洋 君
-------	-----------	-------	---------

○会議を傍聴した者（４１名）

○会議の経過

一般質問通告一覧表

順序	質 問 者 氏 名	質 問 事 項	質 問 要 旨
1	佐々木 寿夫君	1. 七戸幼稚園について	・七戸幼稚園の必要性について伺いたい。 ・七戸幼稚園の設置場所について、旧七戸町市街地が適当と思うが考えを伺いたい。
		2. 国保税について	・「リストラ」「破産」「前年度より3割以上減収」になった町民に対して国保税の減免措置を新設できないか伺いたい。 ・国保税の「世帯別平等割額」を1世帯あたり年1万円引き下げできないか伺いたい。
		3. パワーハラスメント対策について	・パワーハラスメント対策の必要性について伺いたい。 ・そのため、「七戸町職員の懲戒処分の基準に関する要綱」の「別表」1. 一般服務関係にパワーハラスメントを加えることについて考えを伺いたい。
2	盛田 恵津子君	1. 町立七戸幼稚園移転問題について	①耐震調査結果をふまえた今後の計画について ②保護者との話し合いは十分なされ理解されているか ③今後の園の在り方について
		2. 柏葉公園もみの木切断について	七戸地区住民の心のよりどころであったもみの木の切断について説明は十分か。
		3. 新幹線開業イベントの効果はどうか	①駅周辺のイベントは盛んだが町なかへの誘客、集客の効果はあったのか。 ②開業後のイベント計画はあるか。
		4. 子ども手当について	子ども手当で保育料、給食費の滞納を解消したらどうか
3	瀬川 左一 君	1 町の家畜伝染病対策を問う。	1 昨今日本中を騒がせている口蹄疫について、このたび町はどのような対策をとったか。 2 町には口蹄疫の患畜となりうる家畜がどのくらいいるか。

順序	質問者氏名	質問事項	質問要旨
			3 口蹄疫以外にも、現在心配される強毒性鳥インフルエンザ、豚コレラ、馬パラチフスなどの防疫体制はどのようなになっているか。
4	三上 正二 君	農業委員会のあり方について	①個人情報の保護について
5	附田 俊仁 君	・道の駅「しちのへ」について	1. 七彩館の販売状況及び利用状況について 2. 冬季の品揃えについて 3. 今後の事業の展開について

開議 午前 10 時 00 分

○議長（田中正樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 16 名で、定足数に達しております。

したがいまして、平成 22 年第 2 回七戸町議会定例会は成立いたしました。

○諸般の報告

○議長（田中正樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○開議宣告

○議長（田中正樹君） これより、6 月 7 日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

○日程第 1 一般質問

○議長（田中正樹君） 日程第 1 一般質問を行います。

質問は、通告順に行います。

通告第 1 号、2 番佐々木寿夫君、発言を許します。

○2 番（佐々木寿夫君） おはようございます。

町民の長い間の悲願であった新幹線の開通も、あと 177 日に迫ってまいりました。1 日も早い開通を心待ちにしております。

さて、私は最初に、七戸町立七戸幼稚園について 2 点伺います。

1 点目は、七戸幼稚園の必要性についてであります。

平成 18 年に政府は教育基本法を改正し、第 11 条に、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。そして、国及び地方公共団体の義務を定めました。それまでは、幼児期の教育については教育基本法には定めてありませんでした。

これを受け、学校教育法も変わり、幼稚園については、前の法律では学校の一番最後に定められていましたが、今度は学校の前に、一番最初に、その目的が義務教育及びその後の教育の基礎を培うとされました。そして、学習指導要領も変わり、そのポイントは、社会や子供の変化に対応した幼稚園教育の充実と子育て支援、預かり保育の充実であります。

このように、幼児教育、幼稚園に対する重要性が法的に大きく位置づけられました。これは、当然のことです。少子化が進み、子供を取り巻く環境が大きく変化してくる中で、幼児期の発達課題である基本的信頼感、自立心、意識と行動の主体である自我の形成などに果たす幼児教育の役割の重要性は論を待たないでしょう。幸いなことに、七戸町には保育所や町立保育園があり、その役割を果たしていることは極めて大事で、大切にしていかなければならないと思います。

七戸幼稚園は、昭和39年開園、上北地方最初の幼稚園で、50年近い歴史を持っています。現在、上十三地方では数少ない公立の幼稚園であり、教育のまち七戸を支えてきた貴重な幼稚園で、その役割はますます重要になっています。また、新幹線開業に伴う、いわゆる通勤族の家庭もふえることが予想されることから、これからも七戸幼稚園の必要性は、ますますはすれ下がることはないと思っております。

私は、このようなことから、七戸幼稚園は、町にとってもどうしても必要だと思っておりますが、町当局は七戸町立七戸幼稚園の必要性についてどのように考えているか伺います。

2点目は、幼稚園の設置場所についてです。

設置場所は、現在、検討委員会で検討中ということですが、その場所は、幼稚園教育の目的と、それに伴う教育活動、また、設置基準や保護者のニーズに基づかなければならないと思います。

幼稚園施設整備指針の改定については、家庭や地域と連携した施設設備の充実が見られ、地域の幼児センターとしての役割や機能の充実、預かり保育の対応が指摘されています。幼・保・小の円滑な接続への対応を上げられています。

また、新指導要領に基づく教育活動の留意事項には、幼稚園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されること、地域の自然、人材、行事や公共施設など積極的に活用すること、保護者との情報交換、保護者と幼児との活動機会を設けることが指摘されています。さらに、保護者との関係でも、家庭と幼稚園が近いことが子供の安全・安心感の上からも必要です。

以上のことから、私は、七戸幼稚園の設置場所は旧七戸町の市街地で保健センターが適当と思いますが、町当局はどのように考えているか伺います。

次に、健康保険税について伺います。

医療から排除される町民を出さない。これは、国民健康保険法の趣旨です。そのため、現在の国保法は、戦前になかった国庫負担を導入し、憲法に基づき、国民の権利としての医療を国が保障するものとなっています。しかしながら、経済状況の悪化に伴い、国保会計の保険料の収入は毎年減り続け、収入未済額はふえています。

七戸町では、保険料の算定は旧ただし書き条項で行い、各種控除をし、できるだけ安く設定していますが、14世帯が資格証明書、242世帯が短期保険証を受ける事態となっています。それは、国保税が高いことにその一因があります。

町当局から試算していただいたところ、おおむね収入の10%を超え、低所得者には2割、5割、7割の減額がありますが、低所得者にとって、それでも大きな負担です。その上、保険料を払っても、病院に行くと窓口払いが、年齢によって違いますが1割から3割ほどあり、少しぐらいぐあいが悪くなくても我慢して病院に行かない人も少なくありません。さらに、子ども手当の導入に伴い、扶養控除、特定扶養控除の廃止により、住民税や国保税が高くなることが予想されます。町では、中3までの子供の医療費を、国保であ

れ、社保であれ、入院、通院とも現物給付にし、子供のいる世帯は短期保険証は6カ月にしています。

さて、こういう状況の中で、保険料の納入率を上げるため、だれもが払えることのできる保険料を設定し、支払っていくことが大切ではないでしょうか。

そこで、2点伺います。

リストラ、自己破産、前年よりも3割以上減収の世帯に対して、現行の減額、減免の措置以上の減免措置ができないか伺いたいと思います。

また、国保税の世帯別平等割額を1世帯当たり1万円引き下げることにはできないか。これに要する費用は3,600万円ほどです。決して実現不可能な額ではないと思いますが、いかがでしょうか。

次に、パワーハラスメント対策について伺います。

国の人事院は、ことし1月、各封書を人事担当課長に、パワーハラスメントを起こさないため注意すべき言動例についてという通知を出しました。通知は、人事院に寄せられている苦情相談件数が増加していることから、裁判や苦情相談事例などを参考にし、周知と防止に努めています。

パワーハラスメントについては、法令上の定義はありませんが、職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動をいい、それを受けた就業者の働く環境を悪化させ、あるいは雇用に不安を与えることを指すと言われています。

人事院では、六つのパターンで事例を示し、起こさないためのポイントも明示しています。各県でも防止対策が策定されてきています。七戸町の庁舎や関係機関において、こういうことはないと思いますが、今以上に働きやすい庁舎にし、町民のための仕事ができるよう、前もってパワハラに対する問題意識を持ち、対策を立てる必要はないでしょうか、伺いたいと思います。

人事院では、処分を含めた対策を立てるよう求めています。そのため、七戸町職員の懲戒処分の基準に関する要綱の別表1、一般服務関係にパワーハラスメントを加えることについての考えを伺いたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（田中正樹君） 七戸幼稚園問題について、教育長。

○教育長（倉本 貢君） おはようございます。

佐々木寿夫議員の「七戸幼稚園の必要性について伺いたい」の質問にお答えいたします。

平成18年12月、約60年ぶりに教育基本法が改正され、新しい時代に求められる教育のあるべき姿、目指すべき理念が明らかにされました。

その教育基本法第2章第11条に幼児期の教育が新設されました。幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体

がその振興に努めなければならないと規定されています。

また、平成19年6月に学校教育法が改正されて、特に、幼稚園は生涯にわたる人格の成長の基礎を形成する時期の教育であります。学校教育全体の始まりとして、小学校教育に直結させるだけでなく、長い目で学習と生活の土台をしっかりとつくっていくことで、幼稚園の役割が改めて大事であることが確認されました。

具体的には、学校教育法第3章第22条に幼稚園の目的が規定され、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的に設置されています。

また、幼稚園教育の特質として、子供の発達や個人差に応じながら、生きる力を育てるためのねらいと内容が示されております。健康、人間関係、環境、言語、表現の五つの領域で保育を行っておられます。

さらには、幼稚園教育要領の改訂が行われ、家庭、地域社会、幼稚園の三者による総合的な幼児教育推進、幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実といった、今後の幼児教育の方向性が出されたところであります。

さて、七戸幼稚園の歴史を見ますと、昭和39年5月開園以来、約4,000名の卒園者が巣立ち、当町の人材育成の観点からも重要な役割を担ってこられたと思っています。

しかし、少子化の進展や保育ニーズの多様化、子供や家庭の変化などで入園者が減少している状況から、これまでも町議会常任委員会から七戸幼稚園の運営の方向性の検討を要請されてきたところでありますが、学校教育法の改正による幼稚園の学校種における位置づけ、町幼稚園運営審議会における保育に欠けない子供の場の確保から、継続運営を要望されてまいりました。

このような状況の中で、昨年度実施した青森県耐震診断・改修判定委員会で、七戸幼稚園園舎は、震度6以上の地震で崩壊、倒壊の危険性が高いと判定されたところであります。

このため、七戸幼稚園の緊急的避難先として、文化交流センターの改修工事を現在行っております。1日も早く現在の園舎から移転したいと考えております。

なお、佐々木議員の「七戸幼稚園を存続してほしい」の質問については、七戸幼稚園の今後のあり方に関する検討委員会を設置し、これまで2回の検討委員会が開催され、検討委員会としての意見を教育委員会に諮った上で、教育委員会としての方向性を出したいと考えています。

続いて、「七戸幼稚園の設置場所について、旧七戸町市街地が適当と思うが考えを伺いたい」の質問にお答えしたいと思います。

七戸幼稚園の設置場所についても、七戸幼稚園の今後のあり方に関する検討委員会を設置し、これまで2回の検討委員会が開催され、検討委員会としての意見を教育委員会に諮った上で、教育委員会としての方向性を出したいと考えていますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） 私から、佐々木議員の国保税についての御質問にお答えいたします。

まず、第1点目、リストラ、破産、それから前年度より3割以上減収になった町民に対して国保税の減免措置を新たに設定できないのかという御質問でございます。

リストラ等に係る減免については、本定例会に専決処分事項の報告についてとして、町の国民健康保険税条例の一部を改正する条例の中に盛り込んでおります。

内容としましては、特例対象被保険者等ということで、いわゆるリストラや会社の倒産等、自己の意思に反して離職された方については、国保税の負担軽減を講ずるとされております。軽減する期間としては、失業からその翌年度末までの期間で、前年の給与所得の100分の30として算定して軽減する仕組みとしております。

次に、破産についてであります。破産法では破算手続開始決定という呼称になっておりますが、自己破産しても税金の支払い義務というのは変わりはありません。しかしながら、そうした方々の中には、各種税金等の滞納額が相当高額になり、一括で支払うことが難しい場合も当然想定されます。そのような場合は納税相談に応じており、分割納付等の方法があるということでもありますので、そのような対応で進めていきたいと思っております。

次に、前年度より3割以上減収になった町民に対しての減免措置の新設ということですが、減収により納付が困難な場合も、払えないからとそのままにするのではなく、いわゆる早い段階で相談されることが望ましいと考えております。そして、減免というのは、あくまでも個々の納税義務者の担税力、いわゆる税を支払っていく能力のいかんによって減免されるということでありまして、さまざまな減免事由をある程度客観的な基準として規定せざるを得ないとしても、画一的に、例えば1万円とか、そういったもので減免規定を設けるというのは現行法のもとでは適當ではないというふうに考えております。

それから、第2点目の「国保税の世帯別平等割を1世帯当たり年1万円引き下げできないか」との御質問にお答えいたします。

まず、国保の費用の大部分は、保険給付費、いわゆる医療費ということであります。それを国、県、町などの補助金、交付金などと住民の国保税で負担するということになっております。その負担区分に基づいて国保税が算定されています。また、国や県、町においても、国保会計に対して低所得者の方々の保険税を軽減するために財政支援がなされております。

国保税の引き下げについては、医療費が減少する場合に限られているということから、そういう理由がないにもかかわらず国保税の引き下げをした場合には、国などから財政支援分が減額になるということで、国保会計の健全化が図られない状態に陥ることになります。

また、一般会計からの繰入金ですが、このことは、国民健康保険制度の趣旨及び実態に

即して適切に運営していかなければならないという国からの通達があります。その一つとして、保険基盤安定制度に係る繰り入れです。先ほどの低所得者の保険税の軽減や、保険者、いわゆる町に対して、国や県などから財政支援がされております。

このようなことから、保険税引き下げできないかについては、現状の医療費動向等から、実施すべきではないと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、御質問の3点目でありますパワーハラスメント対策についてお答えいたします。

当町職員が職務上の義務違反など公務員としてふさわしくない行為をした場合、七戸町職員の懲戒処分の基準に関する要綱に基づき処分を行うこととしております。

本要綱には、一般服務行為、公金・公物の取り扱い、公務外非行などの違法行為に関する罰則基準が設けられておりますが、議員御質問のパワーハラスメントについては明確な基準が設けられていないのが現状でございます。

御承知のように、パワーハラスメントは昨今の職場における新たな問題として取り上げられており、一般的には、役職など上の者が下の者に対して、その地位と職権を利用して嫌がらせやいじめをすることですが、部下から上司へ、あるいは同僚同士、また年上の後輩から年下の先輩にも起こり得るということであり、その被害者は精神的な傷害を被ることが多いというふうにされております。

このパワーハラスメントを要綱に規定することにつきましては、いわゆるセクシュアルハラスメントや他のハラスメントなどと同様に基準の設定というのは非常に困難ではありますが、他自治体の条例等を勘案しながら、要綱の改正に向けて検討してまいりたいと考えております。

いずれにしても、職員がその持てる力を行政事務に十分に発揮することができるよう、ハラスメントの防止対策並びにガイドラインの整備に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） 2番議員、よろしいですか。

2番議員の再質問を許します。

○2番（佐々木寿夫君） まず、幼稚園問題について、再度、教育長に伺います。

まず、教育長は先ほど、幼児教育の重要性について、国の基本法や教育法の改正などを受けてる述べられましたが、私が聞きたいのは、七戸町に七戸町立幼稚園が必要だと、このことについて教育長はどう考えているのか伺いたい。

二つ目ですが、教育長は、定数が減ってきているという園児の定数の確保の問題について話されました。私も園児の定数確保が大きな問題であると思っています。

そのためには、一つには、幼稚園の存続に対して、保護者や町民の気持ちに基づいてきちんとした立場をとることが必要です。そのことで保護者の気持ちも安心し、幼稚園に対して信頼感が確立すると思います。もう一つは、幼稚園の預かり保育の拡充が必要だと思います。預かり保育についても、新指導要領、教育活動の留意事項に位置づけられており、

預かり保育の教育活動の重要性も述べられています。

教育長に2点目、伺います。この預かり保育の拡充について、考えを伺いたい。拡充というのは、預かり保育を長期休業中などにも実施できないかということでもあります。

3点目は、現保健センターは、改修工事によって幼稚園の設置基準を満たすことができるのか。また、その経費の見積もりはどのぐらいか、懐柔期間はどれぐらいか、もし資料があったらお知らせいただきたい。

以上が教育委員会に対してであります。

次に、健康保険の問題についてであります。

2点伺います。

1点目は、倒産、解雇などによるリストラや雇いどめになった方、本人の意に反して雇いどめになった方々への国保税が100分の30の所得で計算されるということはわかりました。

そこで、こういう方々の中には、今まで会社の社会保険に加入していた方もいます。リストラになって国保加入ということになりますが、このような新規加入の方々も、この減額措置の対象になるかどうか伺います。減額措置というのは、7割、5割、3割と、この対象になるかどうかを伺います。

2点目ですが、町長も先ほど言いましたが、一般会計からの繰り入れが行われると国からのペナルティーが来る。現在も国からの国庫支出金が毎年減らされています。それで、政権が交代しても、この国保税に対する国からの支出金は40億円程度しかふえていないのです。また、ひどいことに、子供の医療費を七戸は中3まで無料にしているんですが、これに対する国からのペナルティーは1,200万円余りと聞いています。政権がかわっても、これはそのままペナルティーが残っているという事態になっています。交付金が減額されペナルティーが残っている中で、そして国保税の納入率が少なくなっている中で、国保会計の今後の見通しを伺いたいと思います。

それから、パワーハラスメントについてですが、町長は基準の設定を検討していきたい旨の答弁をしておりますが、七戸町でパワーハラスメントのための研修とか、こういうものをやる考えはないか。また、職員のだれかがパワーハラスメントを受けたと思ったら、どこに話を持ち込めばよいのか。

以上、伺いたいと思います。

○議長（田中正樹君） 教育長。

○教育長（倉本 貢君） 幼稚園の必要性の第1点目についてですけれども、先ほども教育基本法にもうたわれてあったとおり、やはり幼児教育が大事だということをする説明いたしました。

現在の幼稚園の保育所に入所している子供たちを、やはり保育に欠ける子供が多いと。そのために、保育所に入所できない、条件を満たさない子供たちもたくさんいるというような点から見ても、ぜひ七戸幼稚園が必要であると、こういうふうに考えております。

もし七戸幼稚園が廃止になった場合、なくなった場合を考えた場合に、やはり専業主婦の子育ての負担とか、あるいは不安感、こういったものを解消していかなければならないと。やはり安心感をあげるということもぜひ必要であるのかなと、こう思っております。

それから、幼児自身の親離れとか、あるいは集団生活のできない状態で、友達同士の人間関係がきちんとできないまま小学校教育のほうに上げるということも、やはりこの点から考えても、ぜひ幼稚園教育は必要であると、このように考えております。

あと、七戸には美光園という施設があります。あそこも保育に入所する部分ができないというような施設でもありますので、やはり幼稚園教育を受けさせる機会も与えてやるなど、こういう条件からいっても、やはり幼稚園はぜひ必要だなというふうに考えております。

それから、第2点目の預かり保育の拡充についてのことなのですが、平成21年度の通常の預かり保育、136名、延べでありました。ただ、議員質問の保育の拡充というのは、夏休みとか冬休みの長期間の休業の保育のことと理解して、それに対しての考え方なのですが、七戸幼稚園では、これまでは行っていない現状であります。ただ、今後、保護者からの要望があった場合は、その対応を考えていかなければならない問題であると思っております。

ただ、通常の預かり、今はやっていますけれども、これはあくまでも幼稚園の教育活動の一環として預かってやっているというふうに御理解いただければありがたいなと、こう思っております。

それから、第3点目、保健センターの改修工事によって設置基準等々ありました。これは担当の学務課長から詳しく説明させたいと思いますので、課長のほうから答弁をしたいと思います。

以上です。

○議長（田中正樹君） 学務課長。

○学務課長（附田繁志君） それでは、保健センターは改修工事によって幼稚園設置基準を満たすことができるのか、また、その経費の見積もりはどのくらいか、改修期間はどれくらいか伺いたい質問にお答えいたします。

まず一つ目は、施設設備等の基準面積は、保育室、遊戯室、運動場の面積とも基準を満たしております。

二つ目の経費の見積もり額でございますけれども、工事費、設計費、工事管理費を含めて約2,200万円となっております。

三つ目、改修期間、見込みでございますが、設計、工事含めて約4カ月を見込んでいます。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） 再質問にお答えいたします。

まず、リストラ等によって新たに国保に加入した方も減額措置の対象になるかということですが、新たに一世帯が国保を取得した場合、前年の給与所得の100分の30として算定をして軽減されるということになっております。また、減額、いわゆる7割軽減とか5割、2割という軽減ですが、これらについても、基準を満たせば対象になるということであります。

いずれにしても、個々所得内容、そういったものによって違いがありますので、担当課に相談をしていただきたいと思います。

次に、国保会計のこれからの見通しということであります。

御承知のとおり、医療費がこれからどの程度になるのか、予測は非常に難しいのでありますけれども、いわゆる高齢化社会ということで、当然これはふえていくというのは想定されます。また、反対に、近年の国内の景気、雇用情勢、そういったことから、いわゆる税金がふえる見込みというのは余り期待はできないと。こういったことから、町の国保会計も、今後非常に予断を許さないというふうに思っております。

こういったことから、まず、税收確保のために町としてできること、滞納の解消、あるいはまた、楽に税金を納めていただくための納税相談と、こういったものを、特に力を注いでいきたいと思っております。それから、特定健康診査、あるいはまた保健指導等で、いわゆる病気にならないと、医療費を削減するというところで、こういった努力も必要だろうと思えます。

そして、議員が御指摘になりました、いわゆる子供の医療費の無料化、町は中学生までということで今やっています。こういった、その町、町、独自の、そういった事業について、やればやったで国庫負担金は削られるという実態があります。

被保険者の皆さん方の負担というのを考えますと、やはり安易に国保税の税率を引き上げるということは、これは避けていかなければならないと思っていまして、今後、町の財政状況をにらみながら、いわゆる余裕があれば調整基金の積み立て等で、国保会計も、あらゆるものを組み合わせて安定化を図っていきたいというふうに思っていますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、パワーハラスメントに関する研修会の開催ということであります。

この概念というのはまだ広く認知されていないと、一般的でないということですが、被害に遭っている本人も、パワーハラスメントだということで認識をしないままに被害に遭っているというケースが多いということでもあります。町でも、昨今のこういう煩雑化した現代社会における心の病気、そういったものの防止策として、平成20年度、それから21年度にメンタルヘルス講習会を開催しまして、これは全職員に受講させております。

今後、ハラスメント、これも職場で起こり得る問題でありますので、今後さらにこういった研修会の開催というものも視野に入れて、全体的に検討していきたいと考えております。

また、受けた場合、どこに相談すればいいのかということですが、そういった悩みや苦情の相談というのは人事担当の総務課、これが窓口になっております。非常にメンタルな部分でもありますので、相談内容によって専門家に意見を求めるなど、これも本当に慎重に対応していきたいと考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○議長（田中正樹君） 2番議員、よろしいですか。

2番議員の再々質問を許します。

○2番（佐々木寿夫君） 教育長が、幼児教育は大事だと、七戸にとって幼稚園は必要であると、こういうことを答弁されましたので、私も安心いたしました。七戸の幼稚園は、これで存続できる。このことは、子育て中の町民にとっても大変大切な答弁であったと思っています。

私は、次に一つ質問したいのですが、幼稚園についての保護者の考えを伺いたいと思っております。

保護者は、幼稚園移転について、4月2日の説明会で、4月8日、入園式から上川目の交流センターで実施すると聞かされております。大変、耐震の関係で緊急性がありますが、これでは余りにも拙速ではないか。保護者が驚き、その時点で納得するまでにいかないことはもとより、もしかしたら怒りにも似た感情を覚えたかもしれませんが、それも当然です。幾ら危険な建物で移転が必要といっても、保護者の気持ちに対する手続が必要であったと思います。

しかしながら、そういう中でも保護者は、現地を視察したり、見学したり、要望を出したりなど、子供の成長を願う上で幼稚園のあり方について意見を出すなど、大変さまざまな活動をし、活躍をし、立派であったと思っています。

ところで、こういう中で、現在、保護者は、幼稚園について、その必要性や場所などについてどのような考えを持っているか、伺いたいと思います。

それから、国保税の問題についてですが、リストラなどに遭った方は、基準を満たせば減額もできるというふうな答弁でありました。このことも町民に徹底していただきたいと思っております。

それから、町長が滞納の対策に力を入れると。それから、健診などに力を入れて予防医学に努力し、病気にならない方法で努力するというふうな答弁をし、最後に、安易に税率を上げるとは厳しい状況の中でも避けたいというふうな答弁ですから、国保税は、やっぱり収入の10%を超えますから非常に高いんですね。今度の議事にも、限度額をさらに3万円上げるなど出ているのですが、これは、国の交付金が上がらないうちは町は大変苦勞するわけですが、私は高過ぎると思っていますが、町長が安易に税率を上げるとは避けたいと、このような考えを伺って、少し安心したところであります。答弁はいりません。

それから、さらに、メンタルヘルスの講習会を行っている。これは、七戸の職員でもメンタルヘルスの問題で退職している方などもいるわけですから、メンタルヘルスの講習

や、その中に今のパワハラの講習も視野に入れてやりたいと。そして、さらに新しい指針などは各都道府県の市町村の動きを見ながらやりたいということでもありますので、そのように努力していただきたいと。

したがって、国保税の問題とこの問題については答弁はいりませんが、1の問題について答弁をお願いいたします。

○議長（田中正樹君） 教育長。

○教育長（倉本 貢君） 佐々木議員の質問、保護者は幼稚園をどのように考えているかということにお答えしたいと思います。

保護者間の説明会、4回行いました。それから、保護者から提出された独自のアンケート調査の結果があります。それから、検討委員会に提出された保護者代表からの要望書があります。いずれも、三つの視点から考えてみますと、お母さん方、保護者は、七戸幼稚園の存続と、それから七戸保健センターへの移転を強く要望しているところであります。

また、七戸幼稚園の園長としての私に対しても、再三再四、その旨の要望をいたしております。保護者の願いは、早く保健センターのほうへという気持ちが強いのではないかと、このように考えております。

以上です。

○議長（田中正樹君） これをもって、佐々木寿夫君の質問を終わります。

次に、通告第3号、5番盛田恵津子君、発言を許します。

○5番（盛田恵津子君） おはようございます。

私は、七戸幼稚園の移転問題について、そのほか4点質問したいと思います。

まず、七戸幼稚園の移転問題についてですが、七戸幼稚園は、歴史があり、町民の誇りでもあります。大事な子供を学ばせるよい環境と専門の指導員がいます。親たちは、幼稚園、保育園を選べる子育て環境のいい町だと言っております。残念ながら、園舎の老朽化が目立ち、昨年、耐震調査をしたとのことで、今後のことが心配されます。

まず1点、耐震度調査結果を踏まえた後の計画についてお伺いします。

調査結果が危険であるということで、一刻も早く安全な場所に移したほうがいいということで、一時的に文化交流センター、旧西野小学校に行くことになったようですが、経緯と計画をお伺いしたい。

2点目、この件に関して、保護者との話し合いは充分になされ、理解されているのでしょうか。結果が出たことで保護者は不安がり、動揺している様子ですが、どのように説明をしたのですか。文化交流センターの利用については、大分抵抗があるようですが、いかがでしょうか。

3点目は、今後の園のあり方について。

私は、幼稚園はなくてはならないものと考えており、存続のためにはどうすればいいのか、速やかに安全で安心して学べる幼稚園をつくらなければならないと考えておりますが、町では今後どのようにするのか伺います。

続きまして、柏葉公園モミの木切断について。

七戸地区住民の心のよりどころであったモミの木の切断について、説明は住民に対して充分でしょうか。

5月14日に、公園のモミの木が倒木の危険があるので伐採すると防災無線で放送され、驚きました。町のシンボルのモミの木とはちょっと信じがたく、旧七戸町の町の木であり、町民の誇りでもありました。放送直後から住民の問い合わせが相次ぎ、切断については賛否両論あります。この件に関して、住民への説明は十分であったか伺います。

次、3番目の質問として、新幹線開業イベントの効果はどうか伺いたいと思います。

まず1に、駅周辺のイベントは盛んだが、町なかへの誘客、集客への効果はあったのか。

いよいよ開業まであと177日でしたでしょうか、になり、産直施設のオープンやさまざまな記念イベントが盛大に行われ、町内外から人が来ております。道の駅の混雑ぶりは本当にうれしく思います。整備事業が進むにつれ、様子がどんどん変わり、これからの発展を期待するものであります。

昨年から町主催の各イベントがようやく一体化し、統一感が見られるようになりました。以前のようなばらばらのイベントでなくなっているのはよいと思います。開業記念イベントということで話題づくりもして報道され、テレビや新聞紙上に載ることが多くなりました。他町村から、七戸町はにぎやかでうらやましいという声も聞かれております。

駅周辺はよいのですが、七戸地区、天間地区へのイベントの客は来ているのでしょうか。相変わらず日中の人まばらで、商店街も静かです。ことし前半のイベントの効果はあったかどうか伺います。

2点目、開業後のイベント計画はあるのか。

12月4日に照準を合わせて、その日を目的にして盛大にしては後がしりすぼみになり、新幹線がただ来ているだけというのでは困ります。波状的に仕掛けて七戸をPRすべきで、継続するイベント、記念イベントなど考えられますが、今後の計画をお聞かせください。

4番目の質問をします。子ども手当で保育料・給食費の滞納を解消したらどうか。

今年度から全子供、中学生まで、子ども手当が支給されることになりました。今年度、1人1万3,000円支給されるとのこと。我が町では、対象者が1,740名あり、所得制限なしと伺っております。

さて、保育料、給食費の滞納額がふえていることに心を痛めておりますが、我が町ではいかがな状況でしょうか。そこで、支給された子ども手当で滞納の整理をしたらどうでしょうか。また、この手当で滞納の整理解消を考えているかどうか伺います。

以上、四つの質問を壇上からいたします。

○議長（田中正樹君） 教育長。

○教育長（倉本 貢君） 盛田恵津子議員の耐震調査結果を踏まえた今後の計画について

の質問にお答えいたします。

七戸幼稚園の緊急的措置として、速やかに文化交流センターに移転させる案をとり、議会全員協議会終了後、直ちに着手することを説明してまいりましたが、保護者の同意を得られないことから、これまで延びてきたところであります。延び延びとなったことについては、申しわけなく思っているところであります。

4回の保護者説明会を開催し、同意を得られたことから、5月28日に文化交流センター改修工事の契約締結を行い、現在着工中であり、6月11日に工事完成予定であります。

完成後は、速やかに現幼稚園から備品等の搬出を行い、6月21日に文化交流センターへの移転を予定しているところであります。

次に、保護者との話し合いは十分なされ、理解されているかの質問にお答えいたします。

第1回目の保護者説明会では、幼稚園園舎及びプレールームは、震度6以上の地震で倒壊または崩壊の危険性が高いので補強が必要との調査結果を受け、臨時教育委員会、町議会全員協議会を経て、保護者説明会を開催したことを報告しています。

町としては、緊急的措置として、文化交流センターを改修し、入園式は移転先で実施したいと。また、園児の送迎は、柏葉館から文化交流センターまでスクールバスを1往復運行し、対応することを説明し、協力を求めました。

保護者からは、移転先の文化交流センター内及び体育館は非常にカビ臭い。アレルギー性体質、ぜんそく等の病気にかかったらどうするのかといった子供の健康を心配する意見、また、子供用の様式トイレ、シャワー設置等々の要望、最後には、保護者が納得しないうちは通園させないという発言も出ました。

このような状況から、保護者の同意を得られないと判断し、現在の幼稚園園舎は危険であるが、4月いっぱいはいこれまでどおり使用することで保護者から了承されたものであります。

さらには、移転先は保護者の要望をできる限り取り入れ、見積もりができ次第、早急に工事に着手することを伝えるとともに、早期に（仮称）幼稚園検討委員会を立ち上げ、今後の方向性の検討に入りたい旨の説明もしました。

続いて、2回目の説明では、文化交流センターへの移転は、あくまでも緊急的措置と説明したが、保護者はそのように充分理解していなかったことがわかり、再度詳細な説明を申し上げ、納得していただきました。子供の安全を第一に考え、一時避難場所であれば文化交流センターでもやむを得ないという意見も出ました。

そして、第3回目の説明会は、保護者側から要請され、保護者代表4名の方への説明会となり、保護者からのアンケート調査結果を要望事項として提出していただきました。

説明会の回数を重ねるごとに保護者の緊張感もほぐれ、第4回目の説明会では文化交流センターへの移転を笑顔で受け入れていただき、保護者の皆様に感謝をしているところで

あります。

なお、改修工事完成後は、速やかに保護者全員に対する現地での説明会を予定しています。

続いて、今後の園のあり方についての質問にお答えいたします。

七戸幼稚園の今後の動向を見据え、廃園を含む抜本的見直しを具体的に検討するため、七戸幼稚園の今後のあり方に関する検討委員会を設置し、これまで2回の検討委員会が開催され、検討委員会としての意見が報告されたところであり、早急に教育委員会に諮った上で、教育委員会としての方向性を出したいと考えていますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） 柏葉公園のモミの木の切断についての御質問にお答えいたします。

七戸地区住民の心のよりどころであったモミの木の切断について、説明は十分かということでもあります。

4月に生涯学習課職員が柏葉公園のパトロール中、モミの木の枝が折れてぶら下がっているというのを発見をし、公園管理の担当である企画財政課へ状況報告がありました。担当者が現地確認後、いわゆる町民の安全確保の観点から、4月26日に枝の伐採業務を業者へ発注しております。そして、30日に、その枝の伐採作業をしたということで、その時点で業者より、モミの木の幹の損傷、いわゆる腐朽していると。これが余りにひどいと。枝の伐採作業を続けること自体も非常に危ないというお話がありました。今まで枝があつて、下から余り見えないという状況でした。その伐採によって新たに発見したということでもあります。

そして、5月1日から5日まで、ゴールデンウィーク期間中、危険回避のためにバリケード等を設置をし、応急対応するとともに、ゴールデンウィークが明けて、かねて依頼していた、いわゆる樹木医、この方から、その木についての所見というのが出されました。それによりますと、一般的に、モミの寿命というのは、林になっているところでは大体100年、単木で、1本で立っているところが300年ということでもあります。当町のモミの木は樹齢400年を超えているだろうということ、希少な、珍しい木ということで、価値はあるけれども、その分、老木であるということでもあります。

それから、杉とかそういったものは一般的に、この辺は自生したり、生えて不思議のない木ですが、モミはこの辺にはないということで、だれかが何らかの時点で来て植えたであろうというふうな、そういう木であるということでもあります。

これらのことを参考にして、公園利用者及び周辺施設の安全と木の保存に係る、いわゆる安全と歴史、両方を何とか大事にしながら処置の方法というのをいろいろ樹木医の方から、その立場でいろいろ意見をいただき、あるいはまた、それにかかわる関係者の方からも意見をいただきました。そして、その結果において、枝のぶら下がっている、いわゆる

腐朽が一番ひどい部分、そこからの切断ということとしまして、七戸地区へは防災無線及び町内会を通じての回覧での周知というのを行いました。また、天間林地区へは防災無線で周知をしたということでもあります。

しかし、その後、その切断方法にあつては、木の形、ちょうど中段から切るものですから、全くもう、1本の枝しか残らないということで、樹形、非常に悪くなると思いますか、難点があると。それから、根と葉のバランスから、枯死すると、枯れる確率が非常に高いということなど、そういう問題点が浮かびまして、6月2日に、樹木医並びに、さらに関係者で、樹形、それから樹勢、さらには腐朽箇所の補強対策、こういったものも含めて、総合的な視点から切断する部位について再度協議をいたしました。そこで樹木医に依頼をし、補強方法、あるいはまた樹勢を維持するための処置等の今、回答というか、そういったものを待っている状況であります。近々出るだろうと思っております。もちろん、それにかかわる費用の見積もりというのも出るということになっております。そういった内容を踏まえて、最終的に判断をしたいということでもあります。

以上が切断決定に至るまでの経緯ということではありますが、御質問の趣旨である、町民に対する説明は十分であったかということではありますが、これがゴールデンウィーク直前であつて、公園の利用者、これがふえる時期であつたこと、あるいはまた、2003年に奥入瀬溪流で、遊歩道沿いの枝が落下して事故に遭った、その管理責任、その裁判がありまして、非常に管理責任が問われて、重い賠償金を支払ったという例もあるということでもあります。そういったことを踏まえて、安全を第一に今までの一連の作業を進めてきたということであり、結果的には説明が後手に回ったという感は否めません。こういった面についてはおわびを申し上げたいと思います。

今後については、十分に検討しながら、説明をしながら、しかるべき措置をしていきたいというふうに思っていますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、新幹線開業イベントの効果はどうであつたかということでもあります。

町なかに対する誘客、いわゆる集客、そういった効果はあつたのかということでもあります。

まず、それについては、今年度、駅周辺でのイベント、これはいろいろやりました。4月24、25に、しちのへ産直七彩館のオープンイベント、これを皮切りに、しちのへ春まつり2010と銘打って、これも開催いたしました。これは、東北新幹線七戸十和田駅開業をことし12月4日に迎えるに当たって、春に実施されている天王つつじまつりを初めとした複数のイベントを集約して、しちのへ春まつりとして、東北新幹線七戸十和田駅開業事業実行委員会が主管となり、各イベントの実施主体、あるいはまた、いわゆる官民一体となって、七戸の魅力度、あるいはまた知名度アップ等、観光振興、それから商店街の活性化、これを図るためということで実施してきたものであります。

それから、町の中で、春まつりに先だつて開催された第1回目の七戸ひなまつり・じんじょこまつり、もうたくさんの方が訪れました。歴史情緒あふれる七戸の魅力というのを

改めて実感されたのではないかと思います。

それから、5月15、16日に中心市街で実施されたイベントでは、町の商工会婦人部主管による七戸つつじまつりの観光ツアー、それから若駒商人隊による店頭幕の設置、同じ時期にJR東日本の駅からハイキング等、今後、新幹線開業効果を最大限獲得するために各イベントを開催をし、町なかへの誘客及び集客、この仕掛けづくりというのを、こういったものを基本にして、まだこれでは足りないと思っています。いろいろ連携をして展開していきたいと思っています。

次に、開業後のイベント、果たして計画はあるのかということであります。

開業後のイベントについては、例えば七戸十和田駅を利用した方、乗降客1万人記念イベント、それから開業1周年のイベント等予定をしたいと。それから、今年度開催したしちのへ春まつり2010を初めとして、夏・秋のイベント等、各その実施主体、あるいはまた関係機関等の御協力をいただきながら、連携して波状的に進めていきたいと考えております。

また、県、あるいはまた県の観光連盟では、JR6社の協力のもとに、平成23年4月23日から7月22日まで、青森デスティネーションキャンペーンを開催するということになっております。JR全社が全国から青森に人を呼ぶという大きいイベントであります。これにも町も参加をし、観光客に対してのもてなし、あるいはまたPRということで努めてまいりたいと考えております。

いずれにしても、開業あるいは開業後のイベントの開催に当たっては、それぞれの各イベント実施主体や、JRや、あるいはまた関係団体、それから、いわゆる旅行業者、そういった方々と連携を図りながら開催をしていきたいと思っておりますので、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、子ども手当について申し上げます。

子ども手当で保育料、それから給食費の滞納を解消したらどうかということでもあります。

まず、保育料と給食費の滞納状況であります。

給食費は、幼稚園、各小中学校ともに滞納というのはございません。

それから、保育料についてであります。ことし6月1日現在の滞納額は、平成18年度分、2名で15万9,000円、それから平成19年度、5名、10万9,300円、それから、平成20年度11名、15万7,300円、それから平成21年度、17名で22万4,900円と。延べ35名、合計にすれば508万円余りということになっています。かなり高額になっているということでもあります。

保育園における児童の保育に要する費用、これについては公費と保護者の負担で賄われているために、保育料の滞納というのは、保育料を納めている保護者との公平性から問題はあると。それから、町ではそのために、他の予算から補てんをしなければならないということもあります。ということで、ほかのものに負担が生じたり、結果的に保育園の安定的

な運営にも影響を及ぼすということでもあります。それから、保育園に入所する児童の健やかな成長が損なわれるおそれもあるということで、大変重大な問題であると認識しております。

こういったことから、これまでも保育料の滞納が生じた場合の対応策として、電話での催促、あるいはまた文書による催促、それから窓口での分割納付、この相談、それから個別訪問並びに保育園の園長さんからの催告書、この手渡し、さらには児童手当等の支給日に、保護者からの同意を得て納付していただくと、さまざまな機会をとらえ、徴収の確保に努めてきたところであります。

したがいまして、今回、子ども手当の支給に当たっても、こういった相談をしながら、回収、滞納の解消と、こういったものに努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） 5番議員、よろしいですか。

5番議員の再質問を許します。

○5番（盛田恵津子君） 幼稚園のほうですけれども、教育長は先ほど、幼児教育が大事だと力強く言っていたので、本当にうれしく思います。

幼稚園問題について、保護者は、一時避難はあくまで一時的であり、町なかに設置するのを希望しております。町なかに公共施設があることは、人が集まり、人の流れができ、活性化につながり、大いに結構だと思いますが、既にそこに生活している住民の100%理解を得る必要があります。

私も孫がいますけれども、子供は実にかわいいし、愛らしく、だれでも幼い子供の姿を見て、成長するのを望んでおります。しかし、すぐ近隣に園ができると、住民として静かな環境が壊されることになります。住民とのトラブルは避けなければなりません。したがって、移転第1希望している保健センターの件は住民説明し、了解を得るべく努力をして、1人でも反対があってはなりません。この辺のことを教育長、町長はどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたい。

さらに、モミの木の切断なのですけれども、町の誇りでもありましたが、木が空洞化し、倒木の危険性があるのではやむを得ないと思います。残念ながら、安全第一に考えなければなりません。町ではなるべく補強して、保護したい意向のようですが、モミの木は、切断すると枯死すること。半分のところで切っても、今後また枯れて死んでしまうおそれが高いそうです。また、根元のところは昔から空洞になっていまして、切断すると、上部に保護カバーをしても枯れやすいと聞いております。であれば、根元の上で切断して、かつてここにモミの木があったことを示すぐらい残したらどうでしょうか。あとは時に任せて、静かに消えてなくなるのを待つ。つまり、お金をかけて延命処置をするより、安全第一を考えていただきたい。そして、また新しい木を植え、これから歴史をつくったらいかがですか。

3番目の新幹線の開業イベントの効果はどうか。非常に、前半、いろいろな盛りだくさ

んにイベントが行われましたが、七戸十和田駅は、十和田市や十和田湖、下北観光の乗降駅のように思われているが、この町で滞在していただきたいと思っています。駅からすぐバスに乗って観光地に行ったのでは困ります。1時間でも2時間でも七戸町に滞在し、経済効果を出していただきたい。はっきり言ってお金を落とすような努力をしなければなりません。

各イベントや施設などを整備してきていますが、商店街のほうでは今、若い後継者たちが一生懸命頑張っております。先ほど町長もおっしゃいましたが、若駒隊とか青年部、または疾風組とか、それぞれ自分なりの力で頑張っているようであります。この町に住み、働き、自分たちも七戸をもっとよくしたい、栄えさせたいと活動しております。頑張っている若い人たちに後押ししていただきたいと思います。

若い人の視点や着想を生かし、実行できるよう押してやることが我々の仕事ではないでしょうか。新しいまちづくりには若い人を巻き込んで、行政、商工会が連携することが急務でないかと思います。この辺、町長はどう思われますか。

それから、4番目の子ども手当ですが、指導はしているということですが、新政権ができて、最少復興社会をつくるということで、ちょっとよくわからないのですけれども、おととい、厚生大臣は、子ども手当は満額断念とおっしゃっています。つまり、今後、月2万6,000円の子ども手当はないものと思いますが、1万3,000円の上に何とか上乗せして、2万6,000円は圧縮したい考えのようでございますが、幾らでも手当てを受けられることは、子育て世帯にとっては本当にうれしいことかなと思います。

給食費の滞納がないということで、安心しておりますが、保育料の滞納が年々、何かふえていることを非常に心配しておりますが、払う人と払わない人がいるということに不公平感が出ております。よく調査をして、本当の生活困窮者であるならいろいろな手だてがあるようですが、きちんと調べて、払うように指導していただきたいと思います。町民がかなり厳しく見ておりますので、指導していただきたいと思います。

以上です。

○議長（田中正樹君） 教育長。

○教育長（倉本 貢君） ただいまの盛田議員の、地域住民の対応についての御質問にお答えいたします。

今申し上げる段階ではないと思いますが、移転先がはっきり決まってからの対応と考えております。いずれにいたしましても、大変重要なことだと認識しております。やり方はいろいろな方法があるかと思います。決まったら、広報でお知らせするとか、あるいは地域住民への説明会を開くなどあるかと思います。いずれにしても、地域住民に充分説明をして、誠心誠意対応してまいりたいと、このように考えております。

貴重な御助言、ありがとうございました。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） 幼稚園の件で、私にもありましたので若干申し上げます。

一連の経過については報告を受けております。一部、大変誤解を与えたといえますが、そういった部分もあったということではありますが、あくまでも非常に危険な園舎ということで、一時避難ということでもあります。そういったものを踏まえて、いろいろな場所、可能性のある場所というのを検討をしております。その中で有力なのは保健センターということではありますが、御指摘の、当然これは住民の理解、これはどこでも同じだと思います。同意というのは、これは必要であろうと思っておりますので、その辺はこれから、検討委員会、あるいはまた教育委員会、そういったところの御意見を踏まえて、そして最終的に判断をしていきたいと。

いずれにしても、非常に、バスでの送迎とか、あるいはまた、田んぼの真ん中ということでありまして、いわゆる不審者対策、そういったものも当然心配されます。ですから、早いうちにこれは方向を見つけて、決断をしていきたいというふうに思っております。

次に、モミの木であります。校歌にも歌われていると、幼稚園の園歌の中にも歌詞があるということでありまして、非常に皆さんの思い入れがあるということでもあります。

ただ、老木ということでありまして、樹木医の見解の一つにも、できるだけ切らないようにしたほうがいいと。もう、非常に、やっとう生命を維持しているという状況と。そこから、ひょっとすれば何一つ切っても、あるいはまた、その辺のバランスが崩れるおそれがあるということもあります。そういう断言はしておりません。ただし、多分、あの辺からでは、もう大丈夫だろうというふうなお話もしたりと。いずれにしても生き物でありますので、断定はできないということでもあります。

今、御意見がありました。根元から切ったらどうかということではありますが、経費とかそういった面からすれば、それも一つの方法かと思いますが、西側にある、あのクリの大木も、ある程度延命措置をして、きのうですか、私が見たら、非常に勢いがついて来ると。もちろん、それ相応の十分な支えが必要であろうというふうに思っていますが。

そういったこと等も踏まえて、樹木医からそういった今、所見というのをお願いをしております。そういったものが出た時点で、改めて最終的な判断をしてまいりたいと思います。

新しい木ということではありますが、これも実は考えております。探させてもいます。種が落ちて、芽が出て、そういう木がないのか。あるいはもう一つが、これは岩手県の国の機関でありますけれども、クローンの木もできるよということでもあります。そうすると、認証の木よりも、はるかに木そのものを植えるということになります。それも可能だということでもありますので、方向がはっきり決まった時点で、そして正式に依頼をして、その苗木をつくって、それを植えるということにしたいというふうに思います。

それから次に、まちおこしといえますか、町の活性化に向けての若い力との連携ということでもあります。当然であろうと思っています。非常に今感じておりますのは、これも何かの機会に申し上げましたが、ちょうど明治維新のときに、何々隊、何々隊と、非常に世の中を変えた若い力がありました。そういったことを何か彷彿させるような、若駒商人

隊、いろいろ、店頭幕やりました。非常に話題性があります。これをやったら、全町に広げてやってもらいたいという声もあっております。もちろん、それが必要だろうというふうに思っています。もちろん、その幕だけで人が来るものではないと、これは隊長さんが言っていました。幕をやったらやったなりに店の内容と、そういったものを呼ぶようにすべきだと。当然、そうだろうと思います。それから、疾風組、これがぐるめマップ、今回はさらに全町に範囲を広げてやったということでありまして、ちょっと残念なのは、参加しないお店があるということでありまして、これはやっぱり町も協力しながら、どうせやるのだったら全町的なマップというのをつくりたいと。そういった支援をしていきたいと思っております。そういう、これからの新幹線時代、若い力との連携を持って、町の振興というのを進めていきたいと思っております。

それから、保育料の滞納の関係でありますけれども、不公平感、当然これはあります。一生懸命頑張って納めようとする人と、全く困窮しているようにも見えないけれども払わない人というのはあると。その辺の見きわめといいますか、やはり頑張っている人の不公平感のないような形で、いろいろな形で指導を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（田中正樹君） 5番議員、よろしいですか。

5番議員の再々質問を許します。

○5番（盛田恵津子君） いろいろありがとうございます。

先ほど教育長は、移転する場合の、決まってから説明すると言っていましたけれども、それは、保健センターにおいては反対ではないでしょうか。先に住民説明をして、賛同を得たら保健センターに行くというふうな考えにならないでしょうか。園児には一時的避難措置として文化交流センターで過ごしていただきますが、その間に充分検討委員会で審議していただきたい。

私は、保健センターもいいのですが、教育環境がよくて伸び伸びと過ごせる場所、周りに住宅があつて窮屈な思いをさせるよりは、もっと伸びやかに過ごせる場所がいいのではないかと思っております。

そこで、何点かありますけれども、城南小学校の空き教室やプレールームを利用することができないのか。また、園の独立性を保つなら城南児童館はどうか。結構敷地もあるのですが。それから、文化交流センターも再考していただきますが、現在の幼稚園は新築はできないということですが、七戸病院のように耐震補強して、工事して使えないか。一番、保護者が希望する場所でもありますし、私も願うところです。

さまざまな視点から検討していただき、急いではよい結果が出ません。数カ月後に移すとかでなくて、充分時間をかけて、もう少し検討していただきたいと思います。ここら辺のことは教育長、どうでしょうか。

それから、モミの木なのですが、町長はいろいろと考えていただいて、ありがとうございます。クローンとか若い木を育てたいとも言っておりますが、いずれにしろ、モミの木

は安全のため切らなければならない。町民として、今まで七戸の歴史を400年も見守ってきたモミの木に十分に、懇ろにお礼を言う機会をつくっていただきたい。切断する前に、モミの木にあらがとうと感謝したいと思いますが、町長はどうですか、やっていたくないですか。

それから、新幹線のほうなのですが、今後、後継者たちと対話をもっとしていただきたいと思います。肩書きのない若い人と対話し、これから七戸の夢を語る会などをつくっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

以上。

○議長（田中正樹君） 教育長。

○教育長（倉本 貢君） 盛田議員の、移転場所についてじっくり考えてはという御質問でございますけれども、例えば保護者説明会でも、七戸小学校、あるいは城南小学校等々の空き教室などを使えないかという質問もありました。幼稚園設置基準ということを考えると、現在ある学校の、例えば職員室とか保育室、遊戯室、あるいはトイレ、飲料水の設備、手洗い施設、足場洗いの施設等々を考えたり、あるいは運動場の基準面積等のことを考えると、現在ある学校の中でではちょっと無理だということで判断いたしました。それで、現在クリアできる移転場所は、文化交流センターまたは七戸保健センターしかない、現在そう考えて、それで検討して進めているところであります。

それから、現在ある幼稚園を何とか補強して、何とかならないかという質問ですが、これも担当課長に詳しく調べさせておりますので、担当課長から質問にお答えさせたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（田中正樹君） 学務課長。

○学務課長（附田繁志君） 現在地での幼稚園の改修及び建てかえはできないことになっていると、これについての理由でございます。

これは、文化庁が指導していることでございます。昭和59年度に文化庁、青森県教育委員会、七戸町教育委員会で編集した史跡七戸城跡保存管理計画策定報告書の中で、幼稚園の改修及び建てかえができない理由が示されております。保存管理計画の景観の維持、修理の項に館と郭の中に、各館の景観をどう保存し、あるいはどう修復するかについては、今後の調査結果を待つことになるが、少なくとも本来の景観と相入れない人工物の排除は、できるだけ早急に開始するべきである。宝泉館や腰曲輪の上中央を貫通する町道に沿って立ち並ぶ民家、下館の幼稚園等がそれで、時間と費用がかかっても修復するのが本質であると。もとに戻せということだそうでございますけれども、ということからも明らかなように、町立七戸幼稚園の撤去は、昭和59年度段階から指摘されているというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） モミの木に感謝する会ということであります。小学校、中学校があったということで、あの木とともに育った人がいるそうであります。有志の方、もう既にそういったものをやった方もいると、一緒に写真を撮るとかです、ということではありますが、改めて御意見をいただきましたので、そういった、いわゆる会というのを改めて呼びかけてやるということで検討してみたいと思っています。

それから、若い方々との町の将来、未来についての夢を語る会、非常にいいと思います。ぜひやりたいというふうに思います。

○議長（田中正樹君） これをもって、盛田恵津子君の質問を終わります。

次に、通告第3号、4番瀬川左一君、発言を許します。

○4番（瀬川左一君） おはようございます。瀬川左一でございます。

つつじまつりも無事終了し、たくさんの人が訪れたようです。ただ、残念なのは、一番花のきれいな時期に長雨、低温が続いたことです。

それでは、質問させていただきます。

ただいま宮崎県において、恐ろしいパニックが起きております。言うまでもありません。家畜伝染病の口蹄疫のことです。現時点では終息方向にあり、全国に広まることはなさそうだと思いますが、しかし、まだまだ油断はできません。

我が七戸町も、今回の被害の中心地となった宮崎県の都農町とよく似た畜産の町です。町民の皆さんもテレビ、ニュースを見て、ただ心が引き締められる思いでいることでしょう。今、この世界的な不況の中、新幹線という希望で燃えているとき、この七戸町にも、もしもこの事態が起こったならと考えると、不安でたまらなくなります。

そこで、我が町では、家畜伝染病に対してどのような対策をとっているのかをお尋ねしたいと思います。

まず一つ目に、今回の口蹄疫について、町はどのような対策をとったのでしょうか。予防及び危機管理体制についてお伺いいたします。

二つ目に、あつてはならないことですが、今の七戸町では、口蹄疫に感染する可能性のある偶蹄類、つまり牛、豚、ヤギ、羊、どれくらいの数が飼われているのでしょうか。これは、町の人たちに今回の事態の重要性の理解をとってもらうためにもお尋ねしたいと思います。

また、家畜伝染病は、口蹄疫ばかりではありません。以前から心配されている強毒性の鳥インフルエンザ、豚コレラ、馬パラチフスなどの大流行の危険がある病気も他にもあります。これらについてもあわせて、どのような対策をしているのかお尋ねいたします。

以上、壇上からの質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） 瀬川議員の御質問にお答えいたします。

町の家畜伝染病対策についてということで、昨今、日本中を騒がせている口蹄疫について、町はどのような対策をとったのかということであります。

宮崎県で発生している口蹄疫については、新聞、テレビ等の報道で、畜産関係者はもちろんのこと、多くの町民が、感染すれば、町経済、地域経済が壊滅的な状況になるという認識は、これは持っていると思います。

町では、牛、豚を飼養する１０７戸の畜産農家等に家畜衛生情報を作成し、５月２１日に第１号、それから５月２５日に第２号、５月２７日に第３号で情報提供をし、今後も、口蹄疫が終息、あるいはまた安全宣言がなされるまで情報提供をしてまいりたいと思います。

一方、５月２７日に七戸町口蹄疫予防対策会議、これを急遽開催いたしました。そして、１０７戸、全畜産農家へ消石灰の支給、これを決定をし、即日、通知をして、防疫体制の一助になることを期待をし、消石灰の配布をいたしました。

なお、本定例会の提案理由説明においても御報告いたしましたが、今回の口蹄疫予防対策の事業費として予備費を充当し、対応することに御理解をいただきたいと思います。

次に、町には口蹄疫の患畜となり得る家畜がどれぐらいいるのかということであります。

七戸町には平成２２年２月１日現在、肉牛、９５戸、７，７５９頭、乳牛、３戸、１６３頭、そして豚、９戸、２，５４５頭の、合計で１０７戸、１万４６７頭となっております。

次に、口蹄疫以外にも、現在心配されている強毒性鳥インフルエンザ、それから豚コレラ、馬パラチフスなどの防疫体制、予防体制はどうなっているのかということですが、豚コレラは２００７年４月から、国際獣疫事務局からワクチン接種をしない国、いわゆる豚コレラ清浄国に認められております。また、馬パラチフスについては、有効なワクチンがないなど、そういう現状のために、飼育環境の消毒を基本とした的確な防疫体制と、動物衛生研究所、家畜衛生保健所等の専門機関からの伝染病に関する情報収集に努め、町内の畜産農家への周知に努めてまいりたいと思います。

なお、口蹄疫で、実はきのうからのニュースで、いわゆる飛び火したと。都城市にその疑いのある家畜がまた生まれたということであります。

こういったことを踏まえると、一時は終息して、流通を解除した宮崎県の地区もあったようですが、まだまだ予断を許さないということでありまして、この辺も踏まえて、町も石灰の配布、あるいはまた、必要とあれば、足の消毒液だとか、そういったものの配布、こういったものも視野に入れながら慎重に対応してまいりたいと思っております。

○議長（田中正樹君） ４番議員、よろしいですか。

４番議員の再質問を許します。

○４番（瀬川左一君） 今、非常に詳しく説明いただき、ありがとうございました。１万４，０００頭ほどのそういうふうな家畜がいるということでありまして、羊、ヤギについては、ちょっと把握できないようなところもあって説明がなかったようですが。

ここの七戸町は、国の機関としては家畜改良センター奥羽牧場、そして動物家畜衛生研

究所、これは国の機関であって獣疫です。あと、青森県家畜市場、そして七戸町畜産農業協同組合というふうな形の中で、県下でも一番の畜産の中心地であると思いますので、これら国の機関もいろいろ入っていますので、こういうふうな伝染病に関しては、今、国のほうも徹底した対策をとって、また地元にもそういうふうな、先ほど説明があるように予防体制をしっかりとしているということで、一つは安心しましたので、こういうことは、あってはならないし、もちろん、ないものとしてしか考えることはないのだけれども、現地では、私も畜産農家の1人として、報道は規制をかけられていますが、生き地獄のようなものであって、現場は戦場みたいなものだと思います。もう、農家は、精神的な面においても立ち直ることも大変な苦痛だと思います。私も一農家の、畜産を飼って、毎日そして牛と接触している者の立場から考えると、非常に心が痛むわけですので、こういうのは、かつては七戸も、今でもそうですが、宮崎県から、私の家でも繁殖牛は何頭も、毎年といえども何頭かは買っていました。今でも多分、鹿児島牛とか、宮崎牛とかというのは入っていると思いますので、その辺においては非常に、全国の畜産にいろいろな打撃を与えていると思いますので、私からもそういうことのないように、その対策をしっかりとやっていかなければならないと思いますので、こういう指導についてはよろしく願います。

答弁はいりません。ありがとうございました。

○議長（田中正樹君） これをもって、瀬川左一君の質問を終わります。

次に、通告第4号、8番三上正二君、発言を許します。

○8番（三上正二君） おはようございます。

今回、私は、農業委員会のあり方、特に個人情報の保護について質問いたします。

今、昔みたいに右肩上がりという時代と違い、この不況下の中ではいろいろな問題を抱え、自殺者も出ると。ましてや高度情報化時代ということもありまして、恐らく、私の知る範囲では、こういう情報公開と個人情報の保護という形のは、なかなかこういう質問はなかったというふうに記憶しています。

では、質問させていただきます。

情報公開という観点、個人情報の保護という観点。実施機関の立場にある人は、非常にデリケートで難しい問題ですので、あえて質問します。

世界的不況から始まり、日本経済も大変な状況にあります。農産物価格も不況の中低迷し、先が見えない状況にあります。また、公共事業も削減され、全国、大方の地方経済は、1次産業をベースに、公共事業に頼らざるを得ない状況下にあります。

我が町も、一部は違いますが、勤めながら兼業農家で生計を立てている現状ですが、その勤め先も、不況下の中で、事業縮小や、最悪の場合、倒産で勤め先をリストラや解雇に遭い、再就職先もなかなか見つからず、事業者を含め、農家も先祖代々から受け継いできた土地や農地を、それ以外の理由もあるでしょうが、生きるために処分しなければならない場合もあります。

私も経験がありますが、そういう状態になると、人が話をしていると、自分のことを言っているのではないかと思い、人前にも出たくありません。現実から逃れたいと。よくないことを考えたりもします。いずれはわかることでしょうが、できるならば人には知られたくないものです。その心境は、経験した当事者でなければわかりません。

農地の番人とも言われ、農家の味方の農業委員会は、農地売買はすべて農業委員会の許可なくしてできません。それゆえに慎重でなければなりません。

七戸町情報公開条例では、第1条に、この条例は、町民の公文書の開示を求める権利を保障するとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、町民による町政参加の促進並びに町政に対する理解及び信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した町政の発展及び開かれた町政の一層の推進に寄与することを目的とあります。また、第2条には、実施機関、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会及び議会とあります。さらに、第3条には、実施機関の責務として、実施機関は、町民の公文書の開示を求める権利が充分尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。この場合において、実施機関は、個人の秘密、その他の通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに開示されることのないように最大限の配慮をしなければならないとあります。

また、個人情報保護法の中には、これは、町にはありません。国の法律です。第1条の目的のくだりでは、個人情報の適正な取り扱いに関し、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の重要性を配慮しつつ、個人の権利、利益を保護することを目的ととあります。第3条の基本理念では、個人情報は、個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取り扱いが図られなければならないとなっております。さらに、第5条の地方公共団体の責務では、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有するとなっております。

皆さんも御存じでしょうが、議会もそうですが、このように傍聴できます。また、農業委員会も傍聴できることになっております。

1月の農業委員会では、傍聴者がいるにもかかわらず、数名の個人名や地番等、内容まですべて読み上げられ、委員会が開催されたそうであります。私は、それは個人情報の保護に触れるのではないかと思い、農業委員会の県の指導機関である農業会議に出向き、問い合わせたところ、個人名や地番等を資料に載せ、読み上げることなど、普通、常識的には考えられないという話でありました。その後、2月上旬だと思いますけれども、急遽、これは県では異例なことだそうですが、全県下の局長に、会議もしくは何らかの連絡があったはずであります。3月の農業委員会では個人名、地番等が黒く塗りつぶされて委員会が開催されたそうである。当然の措置であります。

しかし、問題は、先ほど申し上げた1月の委員会で、傍聴者がいるにもかかわらず数名

の公開すべきではない情報が公開されたにもかかわらず、その傍聴者に対して何の対処もしていなかったことであります。今は6月です。もう、1月からだと四、五カ月たっています。もし仮にその人から情報が広がっていたとしたら、だれがどのような責任をとるのでしょうか。

また、農業委員、特に農業委員会会長は、いち早く情報を知り得る立場にあります。委員または会長から個人の情報が漏えいした場合、個人情報の保護という観点から、どのように対処するのか、農業委員会会長の見解を伺います。

これで、壇上からの質問を終わります。

○議長（田中正樹君） 答弁を農業委員会会長に求めておりますので、農業委員会会長。

○農業委員会会長（佐藤午之助君） 三上議員にお答えを申し上げます。

1月の総会時に云々と、こういうお話もありましたが、私は、質問の通告からいきますと、個人情報の保護についてという通告でありましたので、その点に絞ってお答え申し上げます。

町の情報公開条例、または個人情報の保護についてであります。町の情報公開条例により、農業委員会の公文書の開示請求があった場合、条例の趣旨に従い、個人に関する情報がみだりに開示されることのないようにしなければならないと、こうあるわけですが、具体的に開示したり、個人情報に関する部分は塗って消すとか、そういったような方法を配慮することも大事なかと、こう考えています。

そこで、実は1月の総会に傍聴人が来まして、1名ありましたが、そのときに、いわゆる個人名が、何人かの名前が出たと。これは、個人情報の保護に触れるのではなかろうかという質問の内容の趣旨だと思いますが、そこで、県と相談しました。そうしたならば、2月のたしか9日と記憶していますが、青森県内の農業委員会局長会議というものが開かれまして、その中でいろいろ議論したそうではありますが、今後からは極力、名前を読み上げるようなことはないようにという指導を受けました。そこで、2月からは、そういった名前を出していません。発表もしていません。そういった中でやっていました。

今後も、皆さん方の指導も、御助言もいただきながら、そういった個人情報に関しては迷惑のかからないように、極力気をつけなければならないだろうかと、こう思っていますので、先生方の御指導をお願い申し上げながら、何かにと、お手紙に関する関係からいきまして、皆さんに多少なりとも御心配をかけたことに対しては、ここの場をかりまして、実質、皆さんに御心配をかけたわけですから、そのことは私の不徳のいたすところなのかなという気がしています。

以上です。

○議長（田中正樹君） 8番議員、よろしいですか。

8番議員の再質問を許します。

○8番（三上正二君） 私が言ったのはそのとおりなのですが、別に手紙のこととか、そういうことは私は一言も言っていないけれども。それは、あしたの本会議でやり

ますので。

それから、私も県の農業委員会に行ってきました。そのときのくだりを言っているのですよ。あなたは1月のときに、それは県の2月9日ですよ、農業会議で局長会議をやったというのは。こういう形ではだめですよと、だから黒塗りにしなさいと。そういうふうにして、その後からそういうふうに行ったのは、これは当然のことなのです。私が先ほど聞いたのは、個人情報の形の中で、あなたが今言ったように、それはだめですよとあなたも認識したわけでしょう。それがために、では、1月に傍聴者がいました。その人は、全部その中身を聞いているのですよ。あなた方は手違いで、本当は伏せなければならないものを出したがために。とすれば、それから4カ月も5カ月もたっています。もしその人が、今まだ、あなた方が、いや、私たちの手違いでしたと、県から指導が来ましたので、できれば、それこそ漏らさないとか人に話さないとか言うのが普通の筋ではないのですか。だれでも、ここにいる、今、これだけ不況下の中にあれば、いつ、我が身かもわかりませんよ。先ほども言ったでしょう。あなたもそうなるかもしれません。だれしもがそういうものを抱えているのですよ。だれでもみんな知られたくない。それについて、情報公開するべきではないものが情報公開をあなた方はしたのですよ。

その知り得た人は、たしか農業委員会のほうに、いや、このままでいいのですかと。私、公開して人に話したりしてもいいのですかということがあったように聞いています。だけれども、あなた方はそれに対して、間違いがあったということに対して、何らかの手だても対処もしていないでしょう。傍聴者が、例えばきょう来ている皆さんがいます。これが、本来ならば言われなくてもここで話したとします。それは間違いでしたと。それは謝って、とするならば、もし仮にきょう来ている皆さんに対して、いやあ、これは他言しないでくださいと、少なくともそれはするべきでしょう。そうしないで、それが吹聴したりして広がったときは、どう責任をとりますか。通告したとおりですよ。個人情報の保護についてのことですよ。あなた、それについては何も触れていません。

この情報公開の中では、何回も言いますけれども、情報公開のこの場合においても、実施機関、要するに農業委員会も入りますね。個人の秘密、その他通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに開示されることのないように最大限の配慮をしなければならぬとあるのですよ。あなた方はそれをやったのですよ。そして県の指導を受けた。だったらその前に、傍聴した人にどういう対処をしましたか。その人が話をしているといたら、どうなりますか。あなた、それをどう感じているのですか。今の局長は新しい局長だから、引き継ぎはしているでしょうけれども中身はよくわからないと言います。でも、あなたはそれからずっと同じ会長でしょう。

私たちも、大体そんなに年は変わらないから、今のこの時代になれば、これだけ経済が混沌としてきて、またこういうふうになると、非常にデリケートに、過敏になるのですよ。昔みたいに、世の中がよければ、ああ、いいやという形ではないのですよ。ちゃんと答えてくださいよ。

○議長（田中正樹君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（佐藤午之助君） 傍聴者が来たときということですが、傍聴者の前に、私、今、町が合併してから5年になるわけですが、合併前のときから、または前々会長の時代から、そういう方式でずっとやってきたものですから、私も不勉強なところもあればあったわけですが、皆さん方、2名の方が農業会議へ行かれた。で、聞いてみた。こういうことから、私にも連絡が来ましたし、私も県農業会議にも行ってきました。

では、今まで私たちがやってきたことは全部間違いという、法的に触れることになるのかならないのかということでお尋ねに行ってきました。そうしたら、県のほうでは、いや、法律は触れるとか触れていないとか、そういうことではないと。しかし、現実には名前を読み上げたことは確かでありますから、その名前と言われましても、その名前を読み上げるときに、例えば何のたれべえから何のたれべいに土地が流れますということを申し上げるときに、名前を出さないわけにいかないわけですよ。ただし、扱いとしては、休憩してテープをとめて、そういった中で今まで対処してきました。ただ、その後、県農業会議では、極力、今後は名前を出さないようにやろうではないと、こういう指導を受けたものですから、今はそのようにやっていると先ほど答弁しましたが、では、何と申し上げますか、頭が混乱してしまうな。今、何もその後の、もし傍聴者から、そういう、個人情報云々という意見が出ているときに何もやってこないではないかと、対策を考えていないのかという内容の質問かと思いますが、やはり、そういった対策は極力考えなければならぬということで県にも相談にも行き、今は極力名前を出さないように反省してやっていますということで、それ以外、私は答弁できません。

○議長（田中正樹君） 8番議員、よろしいですか。

8番議員の再々質問を許します。

○8番（三上正二君） 農業委員会というのは、農地の1坪であろうが2坪であろうが、すべてが委員会にかからないと売買できないのですよ。それはわかっていますよね。普通、例えば山林とか宅地等であれば、私は売るわという形で、委員会も何も通さなくてもいい。好むと好まざるとかかわらず、農地の場合は委員会を通らないと許可にならないのですよ。それはわかっているでしょう。そのときに、では、今までも、過去においては、先ほども私は言いましたでしょう。農業会議では、通常、常識的に考えて、そういう対処の仕方はあり得ないと。法的どうのこうのと、法的には、例えば、今、町の中で酒酔い運転していいという条例とかそういうのはありますか。ないでしょう。なぜならば、国の法律では交通法の中で決まっているからですよ。国の法律の中で決まっている、それはだめですよと、そういう形の中を、だめだから、あなた方は2月からの委員会では黒塗りするようにしたのでしょう。だったら、その前が間違えていた、それはそれでいいのですよ。間違いだったら、なぜその対処をしないのですかと。それは間違いだと。間違いとかいいとかと、これは広報に載るのですよ。住民の皆さんが農業委員会にどういう不信感を

持ちますか。

それと、一番最初にも言いましたけれども、それには答えていないのですけれども、農業委員、また、会議を開く前に、特に農業委員長は、一番最初に情報は知り得ますよね。それについての情報が漏えいした責任はどう対処しますか。これは、詳しいことはあしたやりますけれども、その分には答えていません。だから、あなたはというふうな観点で、というふうな形で、あなたは農業委員会の会長ですよ。農業委員の方々は、みんなあなたと同じ考えなのですか。では、これからどのような形でも、法律に触れないから何やってもいい、何ぼしゃべって歩いてもいいということになるのですか。再度答弁願います。

○議長（田中正樹君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（佐藤午之助君） 確認しますが、私が違反をして申し上げたのかということですか。それに答弁すればいいですか。（「私の質問したことに答弁してもらいたいです」と呼ぶ）私は、違反したつもりはございません。これは、むしろ通告外でありますので、コメントは避けたいと言いたいところですが、あくまでも、これは土地改良の理事長をやっているのだから、理事長の責任においてと頼まれた事柄からそういう問題が展開していますが、（「その前にこれを答弁してください」と呼ぶ）そういった中で、違反しているとか何とかという話になれば、私は、前にも申し上げたように、関係者同士の話し合いは個人情報に当たらないと思っています。

以上です。

○議長（田中正樹君） 暫時休憩します。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 1時15分

○議長（田中正樹君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時16分

再開 午後 1時16分

○議長（田中正樹君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

三上正二君の一般質問は、既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書きの規定によって、特に発言を許します。

三上正二君。

○8番（三上正二君） 再度、質問します。これで最後になると思いますので。

再三言っていますけれども、1月の農業委員会の傍聴者がいるときの開催の件について、どのように対処したのか。それからまた、これからどのような対処をするつもりなのか、お伺いいたします。

○議長（田中正樹君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（佐藤午之助君） お答えします。

ことしの1月の総会には傍聴人がありましたが、従来の総会の運営と同じように、個人名の出てくる議案の説明は休憩中に行ってまいりました。しかし、2月の総会からは、農業会議の指導により、審議の経過をすべて議事録に残すことになりましたので、議案の説明と質疑に当たっては、個人名を出さないように努力しております。

今後とも、傍聴人のいる、いないにかかわらず、個人情報に配慮した総会の運営に努めてまいりたいと、こう考えております。

以上です。

○議長（田中正樹君） これをもって、三上正二君の質問を終わります。

次に、通告第5号、1番附田俊仁君、発言を許します。

○1番（附田俊仁君） 早速、本題に入りたいと思います。

いよいよ一番電車に向けたカウントダウンが始まりました。下北のむつ市役所にもカウントダウンボードが設置されるなど、地域での温度差が多少あるものの、その機運は全県で一気に盛り上がりを見せていると思います。

駅開業効果は、既にあちらこちらで散見されております。我が七戸町の受け入れ体制も粛々と進められていると思いますので、引き続き、鋭意邁進していただきたいと思います。

さて、今後の七戸町の発展を考えたとき、その一翼を担うべき道の駅について、3点ほど質問させていただきます。

公設民営の道の駅を管理運営する株式会社七戸物産協会は、その管理業務計画書の中で、経営感覚を備えた道の駅構築による独自性の発揮、地域のよさを再認識し、元気の源となれる組織運営を目指すなど基本方針を打ち立てております。しかしながら、先般、華々しく開業した七彩館の品ぞろえ、施設の利用状況を拝察するところによると、この基本方針とはかけ離れた状況と言わざるを得ません。そこで、現在の七彩館の販売状況及び利用状況はどうか伺います。

次に、冬場の品ぞろえについてですが、どのような施策を持って望むのか、お考えを聞かせていただきたい。

最後に、今後の事業展開としてどのようなものを計画しているのか、具体的なものがありましたらお知らせください。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） 附田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、七彩館の販売状況並びに利用状況についてということであります。

七彩館は4月24日にオープンをし、5月末までの販売額3,840万6,000円となっております。物産館等を含めた道の駅全体では、4月、5月の販売額が1億2,180万円、利用者数15万6,000人と、販売額、利用者とも前年度を上回り、順調に推移をしているところであります。

次に、冬期間の品ぞろえについてであります。

冬期間については、これまでも1月から3月に葉野菜の出荷が極端に少なくなることから、根菜類を中心の販売になっておりましたので、これから冬期間の対応として、葉物の野菜の出荷が可能な地域、可能な産地との商品の交流、連携による野菜の販売というのを検討をしております。その一つとして、近く物産協会から聞き取りしたところでは、千葉県道の駅との連携ということで状況調査に出向くということになっているということです。

それから、3点目の今後の事業展開であります。

七彩館は現在、200人の産直友の会会員が野菜や加工品の出荷をしておりますが、6月末までには待機者すべてを含めた230人という出荷の体制ということで強化をすることにしております。

また、産直友の会からの要望もありました。いわゆる端境期といいますか、季節でないときの野菜というのはどうしても施設に頼りたいということでもあります。したがって、東八甲田ローズガーデンにある利用されていないハウス、これを借り受けできないかということでありまして、これは農協で育苗に利用しております。そういったこと等を今は協議をしながら、そういった有効活用と、こういったものも協議をしておりますし、次年度に向けた施設に対するいろいろな町の助成といいますか、県の助成を含めて、そういったものの対応方も今、検討をしているところであります。

いずれにいたしましても、結論でありますけれども、管理体制、販売体制、実はオープン後、私も見ておりまして、非常に欠品があると。それから、棚の配列も非常に、余り余裕があり過ぎるような、そういった状況ということでもあります。4月のオープンというのは、もう前もって予定しておりまして、当然、品物が余りない時期というのは前々から言っておりまして、そういった点で準備がされていなかったというのは本当に残念に思っております。やはり物を売るということについては、いま一度努力をしてもらいたいということで、これはもう、強く申し入れをしております。

それから、当然、先ほど言った端境期の品物対策ということでもありますけれども、町にないもの、それは当然、一般商品ではなくて、どここのだれだれがつくったという、いわゆる産直の本筋を間違わないようにして、そして、ある産地との連携というのを強くしていくと。それから、町にないようなもの、果物、あるいはまた一部海産物、こういったものも置くということで、今までの範囲よりさらに広く集めようということで、いつ行っても多彩な品物があるというふうな産直を目指すということで、これからもそういう要望といいますか指導方、進めていきたいというふうに思っていますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（田中正樹君） 1番議員、よろしいですか。

1番議員の再質問を許します。

○1番（附田俊仁君） たった2カ月の間に1億2,000万円という売り上げ、15万

6,000人の利用者ということで、非常に好調だと思います。この15万人という方々が来られるということは、その方々があの状況を見ているということにもなるわけで、もっと、商売をされている方でしたら、3億円もかかった七彩館の建物があのような形で利用されて、果たしてどうなのかというのは、私が申し上げなくても皆さん周知のとおりだと思いますので、あえて深くは申し上げません。

県の事業で、冬の攻めの農業事業でハウスの助成の事業とかがたしかあったと思うのですが、10年ほど前になるのですが、私、名古屋のほうに行ったときに、施設に農家の方が1,000万円以上お金をかけているのです。この辺の農家の方々は、トラクターとか、そういう農業機械には1,000万円、もしくはそれ以上のお金をかけるのですけれども、施設になかなかそこまでお金をかけられないと。実際は、名古屋の農家の方がおっしゃるには、結局、1,000万円のお金をかけても、そこから、要は減価償却等の費用、要はペイして、その分、毎月の、もしくは1年間の収入が上がれば、その投資は、トラクターだろうが施設だろうが同じでしょうというお話で、ああ、なるほどなという理解をしてきた経緯があります。

せっかくローズカントリーとかという施設が既存であるわけですから、終年出荷の形態をどのようにしてとっていくか、またはそれをどうやって農家に普及していくのかという体制づくりというものが七彩館の今後の命運を分けると私は考えておりますので、その辺の戦略というか、ございましたら御答弁願いたいのですが。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） 壇上でも申し上げました、いわゆる県の施設に対する補助の事業、冬の農業の推進ということで、施設関係の補助がまだあるということでもあります。これにいろいろ検討を加えながら、町としての上乗せということで、施設、農業の推進というのもこれは図っていきたい。結果的には、道の駅に対する品ぞろえというのもできるようになるというふうに思っております。

それから、ローズカントリーのハウス、これは基本的にはバラの栽培であります。ただ、今までの経緯から、2棟、十和田おいらせ農協、リンドウの育苗だとか、あるいはまた野菜の育苗で貸し出しをしていると。ただ、通年では使用していないということでもあります。もう今ごろになると使わないと。ですから、そういったものを有効に活用するというので、これは農協と協議をして、了解を得ております。ただし、棚とかそういった施設を設置しているというのは、それを取り払ってやるというのはちょっと無理ということでありまして、その辺はこれからの課題ですが、使える分は有効に活用するというので、使いたいという要望もありましたので、その辺も踏まえて推進をしていきたいと。

それで、数字を見ますと、15万人来たと。この辺も足していくと、まあまあ、いい成績ではありますけれども、その分、施設も広くなって維持費もかかっています。ですから、手放しではまだまだ喜ぶにはほど遠いということでもありますので、いろいろ連携をとりながら、とにかく品ぞろえを、棚があいていると、今、もって、だから、あいたものは

もう下げるようにしないと、売る方の意欲がもう伝わらないと、買う方の財布も緩まないということになると思います。ですから、その辺は物産協会に申し入れしておりますし、改めて産直友の会の役員の方にも話をし、いつ行っても非常にいろいろな品物があるという産直を目指す。いわゆる地元を含めて広く、また今まで以上に指示されるような道の駅にしていきたいというふうに思っていますので、その辺でのひとつ御指導方、お願いしたいと思います。

○議長（田中正樹君） 1 番議員、よろしいですか。

1 番議員の再々質問を許します。

○1 番（附田俊仁君） 最後に 1 点なのですが、正面向かって左側の、そばもちを売っているところの左側のスペース、前の議会の説明では、あそこに団体客を受け入れして、食事をしてもらおうというためのスペースというふうな説明でございましたけれども、いかんせん、私が平日行ったせいかわかりませんが、閑散としているのですね。ドアも閉まった状態で、非常に、もちを買わないと入れないというような雰囲気を感じるのですよ。別にそういうふうに張り紙も何もありませんけれどもね。なので、あそこの施設が非常にデッドスペース、要は使われない空間になってしまっているの、あそこの有効活用の方法をもうちょっと検討していただいたほうがいいのかというふうなことを感じました。

これは要望ですので答弁はいいませんが、その辺も、あそこに車が来るわけですから、下屋が、もう空きスペースなく有効に本当に使っていて、いっぱい、先ほど町長もおっしゃられたとおり、財布のひもが緩むような施設づくりをしていただければ、逆に新幹線の利用客を道の駅が引っ張るような、そのような夢のような運営をしていただければと思います。

以上で終わります。

○議長（田中正樹君） 答弁はよろしいですね。（「はい」と呼ぶ）

これをもって、附田俊仁君の質問を終わります。

以上をもって、一般質問を終結します。

○散会宣告

○議長（田中正樹君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、6 月 11 日の本会議は、午前 10 時から再開します。

本席から告知します。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 1 時 32 分